

訪問看護ステーションつむぐ 訪問看護利用料金表（介護保険）

令和6年6月1日～

介護保険の訪問看護費 地域単価（基本単位×10.21）7級地

《要支援1・2》	8～18時 利用者負担額			
	サービス内容	基本単位	1割	2割
20分未満（予防看Ⅰ1）	303	310円/回	619円/回	928円/回
30分未満（予防看Ⅰ2）	451	461円/回	921円/回	1,382円/回
30分以上60分未満（予防看Ⅰ3）	794	811円/回	1,622円/回	2,432円/回
60分以上90分未満（予防看Ⅰ4）	1,090	1,113円/回	2,226円/回	3,339円/回

《要介護1～5》	8～18時 利用者負担額			
	サービス内容	基本単位	1割	2割
20分未満（訪看Ⅰ1）	314	320円/回	641円/回	962円/回
30分未満（訪看Ⅰ2）	471	481円/回	962円/回	1,443円/回
30分以上60分未満（訪看Ⅰ3）	823	841円/回	1,681円/回	2,521円/回
60分以上90分未満（訪看Ⅰ4）	1,128	1,152円/回	2,304円/回	3,455円/回

※20分未満の利用は、24時間体制があることと、週に1回は20分以上の定期的訪問看護が行われている場合

《加算》

早朝・夜間加算 早朝:6時～8時 夜間:18時～22時	基本単位の25%増			
深夜加算 22時～6時	基本単位の50%増			
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	586円/月	1,172円/月	1,758円/月
特別管理加算（Ⅰ）	500	511円/月	1,021円/月	1,532円/月
（Ⅱ）	250	256円/月	511円/月	766円/月
ターミナルケア加算	2,500	2,553円/回	5,105円/回	7,658円/回
長時間訪問看護加算	300	307円/回	613円/回	919円/回
複数名訪問加算30分未満	254	260円/回	519円/回	778円/回
30分以上	402	411円/回	821円/回	1,232円/回
初回加算（Ⅰ）	350	358円/回	715円/回	1,072円/回
（Ⅱ）	300	307円/回	613円/回	919円/回
退院時共同指導加算	600	613円/回	1,226円/回	1,838円/回

※この料金は概算になりますので実際の請求金額とは異なります。

※特別管理加算、緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外。

※サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用はご利用者様の別途負担となります。

※その他の費用

訪問にかかる交通費	北九州市、苅田町は不要 その他の地域は、ステーション規定に基づく実費相当額
-----------	--

通常の実施地域を越える場合の交通費

- ・実施地域を越えてから片道・・・50円/km
- ・公共の交通機関の利用は、実費
- ・エンゼルケア（死後の処置） 20,000円

《緊急時訪問加算》

24時間看護師への電話連絡が可能で、必要時には休日や時間外も訪問を行います。

(計画外の緊急訪問を行った場合は所要時間に応じた所定単位を算定。なお、特別管理加算の対象者については1月のうち2回目以降には、早朝・夜間・深夜の加算がつきます)

《特別管理加算》

- (Ⅰ) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理
若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
人工肛門・人工膀胱を設置している状態
真皮を超える褥瘡の状態
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

《ターミナルケア加算》

利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上のターミナルケアを行った場合。死亡月に算定。

《長時間訪問看護加算》

90分を超える訪問

《複数名訪問加算》

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その利用者の状況から判断して①又は②に準ずると認められる場合 ※利用者の同意を得て算定します。

《初回加算》

新規に訪問看護（介護予防訪問看護）計画を作成した利用者に対し算定します。

退院時共同指導加算を算定した場合は算定しません。

- (Ⅰ) 病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った時に算定。
(Ⅱ) 病院、診療所等から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合に算定。

《退院時共同指導加算》

病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院または退所するにあたり、医師・看護師等と共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合に、月1回（特別管理加算の利用者は2回まで）算定します。